

# 支える会

発行責任者  
袖木康子大田区羽田3-3-15  
デラモタワー202  
TEL03(6423)7878メール  
sasaerukai@lemon.plala.or.jp

する」と主催者を代表して挨拶しました。

本社大包围行動では初めて国會議員の挨拶が行われ、社会民主党的福島党首が、「一〇年前、大臣に解雇をするなど要請した。一六五名の整理解雇は四要件を満たしていないのに何故解雇できるのか?働く人を大切にすることが基本だ。赤坂社長は解決に意欲を見せていてほしいのに何故解雇で満たしてしましようよ。国会の思ひは同じ。皆で解決したい」と挨拶しました。

連帯挨拶した大田区労協の星野元議長は、「JALは本業以外に手を出した失敗を一六五名にかぶせた。JALは労働者の明るい未来はない」、中里東京清掃執行委員長は、「長い闘いとなつているが負けるわけにはいかない。すべての労働者の雇用を守る闘いだ。最後まで連帯し共に闘うこと

は口先だけでなく具体的な決断をすべき。解決しないと職場は疑心暗鬼となり安全運航にも影響する」と口先だけでなく具体的な決断をすべき。解決しないと職場は疑心暗鬼となり安全運航にも影響しました。

JAL不当解雇撤回国民支援共闘会議主催によるJAL本社大包围行動が行われ、コロナ禍の中三五〇名が結集しました。支援共闘会議の清岡共同代表（全労連副議長）は、「JALは口先だけでなく具体的な決断をすべき。解決しないと職場は疑心暗鬼となり安全運航にも影響する」と口先だけでなく具体的な決断をすべき。解決しないと職場は疑心暗鬼となり安全運航にも影響しました。



争議団の山口パイロット争議団長は、「私たちの解雇は見せしめであり、学術会議の任命問題と同様だ。一〇年前の整理解雇は嘘だったということ。最高利益の中で解雇され、パイロット一人一名をクビにし、その後三八六名を採用。客室乗務員八四名をクビにして六二〇〇名も採用した。者が仕事を失い、生きることすら難しい状況に追い込まれている。ご都合主義の企業体質を許さない闘いを、我々の手で勝ち取って、労働条件の改善、解雇

ためには解雇争議を解決すべき」との意見が寄せられている。社長の言葉を信じることができるために解雇争議を解決すべきだ。粘り強く勝つまで闘う」。専門家による意見が寄せられています。社長によると、解雇争議が決まりながらすぐに解決すべきだ。内田客乗団長は、「執行委員

は、「地上職での再雇用で解決という手続きを進めており、二名が採用され、現在複数名の面談が行われている。着実に進めいく先に完全解決がある。専

業の成田副委員長は、「JALは「JALの社員の解雇は見せしめであり、学術会議の任命問題と同様だ。一〇年前の整理解雇は嘘だった」ということ。最高利益の中で解雇され、パイロット一人一名をクビにし、その後三八六名を採用。客室乗務員八四名をクビにして六二〇〇名も採用した。者が仕事を失い、生きることすら難しい状況に追い込まれている。ご都合主義の企業体質を許さない闘いを、我々の手で勝ち取って、労働条件の改善、解雇

が決まりながらすぐに解決すべきだ。内田客乗団長は、「執行委員は、「JALの社員の解雇は見せしめであり、学術会議の任命問題と同様だ。一〇年前の整理解雇は嘘だった」ということ。最高利益の中で解雇され、パイロット一人一名をクビにし、その後三八六名を採用。客室乗務員八四名をクビにして六二〇〇名も採用した。者が仕事を失い、生きることすら難しい状況に追い込まれている。ご都合主義の企業体質を許さない闘いを、我々の手で勝ち取って、労働条件の改善、解雇

が決まりながらすぐに解決すべきだ。内田客乗団長は、「執行委員は、「JALの社員の解雇は見せしめであり、学術会議の任命問題と同様だ。一〇年前の整理解雇は嘘だった」ということ。最高利益の中で解雇され、パイロット一人一名をクビにし、その後三八六名を採用。客室乗務員八四名をクビにして六二〇〇名も採用した。者が仕事を失い、生きることすら難しい状況に追い込まれている。ご都合主義の企業体質を許さない闘いを、我々の手で勝ち取って、労働条件の改善、解雇

が決まりながらすぐに解決すべきだ。内田客乗団長は、「執行委員は、「JALの社員の解雇は見せしめであり、学術会議の任命問題と同様だ。一〇年前の整理解雇は嘘だった」ということ。最高利益の中で解雇され、パイロット一人一名をクビにし、その後三八六名を採用。客室乗務員八四名をクビにして六二〇〇名も採用した。者が仕事を失い、生きることすら難しい状況に追い込まれている。ご都合主義の企業体質を許さない闘いを、我々の手で勝ち取って、労働条件の改善、解雇

が決まりながらすぐに解決すべきだ。内田客乗団長は、「執行委員は、「JALの社員の解雇は見せしめであり、学術会議の任命問題と同様だ。一〇年前の整理解雇は嘘だった」ということ。最高利益の中で解雇され、パイロット一人一名をクビにし、その後三八六名を採用。客室乗務員八四名をクビにして六二〇〇名も採用した。者が仕事を失い、生きることすら難しい状況に追い込まれている。ご都合主義の企業体質を許さない闘いを、我々の手で勝ち取って、労働条件の改善、解雇



## “支援共闘”が、経団連・厚労省・国交省へ要請・宣伝行動

10月15日、支援共闘会議主催による経団連・厚労省・国交省への要請・宣伝行動が行われました。経団連前行動は争議10年目にして初めて。要請に先立ちそれぞれの場所において宣伝行動が行われ、そぼ降る雨の中、のべ255人が参加しました。

### 〈経団連〉

約120名が結集。支援共闘共同代表中岡全労協事務局長が「コロナ問題で航空業界も含めて厳しい状況だが、だからこそ争議を一日も早く解決して、安全な航空行政として再建されなければならない。JALは経団連の中でも主要な企業であり、傍観は許されない。コロナ渦で厳しい状況にある方々とも連携しながら、闘いの勝利まで全力を挙げたい。」と挨拶。

要請団は、支援共闘会議共同代表の清岡全労連副議長、中岡全労協事務局長、吉永MIC議長の3氏と、津恵事務局長、山口乗員原告団長、内田客乗原告団長の6名。経団連前に立ちちはだかる警備員により中には入れず。事前にアポを求めたものの、要請文は後日郵送となりました。

〈厚劳省・国・交通省〉

両省とも、要請団は共同代表の中岡全労協事務局長、仲野全労連常任幹事、津恵事務局長、山口乗員団長、内田客乗団長の5名。厚労省は、今日の要請内容は大臣をはじめ関係部署にも伝えるとの対応がありました。国交省は、「要請内容や皆さんの主張は理解しつつも、どう対応するかは労使間で」と発言。要請団より大臣にも要請内容を伝えるよう改めて申し入れました。



## 超党派有志議員によるヒアリング開催

9月24日に行われた超党派議員によるJAL解雇争議をまなぶ院内学習会がきっかけとなり、厚生労働省、JALに対するヒアリングが開催されました。

## ＜厚労省ヒアリング＞

11月19日に議員会館内で行われました。議員は代理出席2名含め12名（立憲民主党5名、日本共産党5名、自由民主党2名）厚労省からは大臣官房国際課と労働基準局労働関係法課の4名で行われました。議員からは、ILO勧告に対する厚労省の対応、整理解雇と不当労働行為との関係、労働者を保護する立場の厚労省の対応などに質問と意見がだされ、厚労省は意見を持ち帰って上と相談すると発言しました。

### 〈TALKヒアリング〉

11月26日議員会館で開催。議員は4名の代理含め11名（自民2、立民4、共産3、沖縄の風1、無所属1）で、JALからは人財本部・客室乗員部マネージャー等が参加しました。各議員からはかなり強く「何故解決できないのか？」という質問がされました。JALの対応がよくなかったことから、今後も更にヒアリングを行うことが出席議員で確認されました。

都内で二集会開催  
一〇年を越させない  
解決をと、東京の西部  
と北部では集会が開催  
されました。

十一月五日には支援  
組織のひとつであるG  
J西部連絡会（原発の  
ない社会の実現と、J  
ALの不当解雇をゆる  
さない東京西部連絡会）  
が、渋谷の会場で「J



果たすことを  
日本航空に  
求める決議

北斎集会毎日新聞、東海林智さんの講演を中心に行われ約一二〇名の参加者で成功させました。

午後五時から約一時間、金山総合駅前において一五名で宣伝行動を行いました。



により練馬で開催されました。

JAL解雇撤回要知の会 A L争議勝利に向けた十一・五激動決起集会が四一名の参加で開催され、指宿弁護士による講演を受けながら、今後の争議と学習集会が行われま



# 京都市京セラ美術館前 J A L 争議宣伝

一〇月一一日、台風一過の秋晴れに恵まれ近くの平安神宮前ではお祭りの準備も始まり、たくさんの中学生でにぎわう。京都都市左京区岡崎の京都市京セラ美術館前で、三回目のJAL「一六五名の不当解雇撤回をめざす抗議宣伝行動」が開始された。

JAL闘争を支える京都の会の呼びかけに応えたユニオンネットワークに結集する労働

組合や京丹後の米軍Xバンドレーダー基地撤去をめざす運動や沖縄反基地闘争を闘う運動、憲法九条改悪反対を闘い、老朽原発再稼働阻止を闘う市民運動団体などから今回もたくさんの方に参加をいただいた。

この宣伝行動直前のニュースで、京都市京セラ美術館のリニューアルオープニングに当たって、この1月までの半年間に労働者一人がいわゆる「サービス残業」を行つて京都市人事委員会から是正勧告を受けていたことが判明した。直接京セラや稻盛和夫J A L & 京セラ名誉顧問が行つ

たことではないか、美術館職員が今年一月に、道路交通法違反で逮捕されたことをきっかけに、出勤記録とパソコンの記録を照合して確認したところ分かったという。「美術館は京都市が命名権を売却して、ことし春にリニューアルオープンを控えていた時期にあたり、職員の業務負担が増え、中には時間外の労働時間が月一〇〇時間を超えたケースもあったという」(NHKニュースWEB一〇月七日)。聞取りに対し、労働者は「終わらない業務の遂行を優先してしまった」とか、「短時間

昔、京セラ本社が京都市山科区の新幹線沿いにあり、東京での出張や集会帰りで遅くなつた市民や労働組合の活動家からも、深夜まで煌々と点灯されている京セラ本社ビルがいつも話題になつていた。まだサービス残業という言葉もなかつた時代から「あんだけ夕ダ飯きさせとつたら、稻盛さんところは儲かつて当たり前や」というのが、京都の老舗の

## 争議を解決し社会的責任を果たすことを日本航空に求める決議

JALでパイロット81名と客室乗務員84名が年齢と病欠基準で解雇されて、丸10年を迎えるとしている。稻盛会長(当時)が解雇直後の記者会見で、「経営上解雇の必要性はなかった」と発言したように、明らかに労務対策のための不当解雇であった。

165名の解雇については、2011年8月に東京都労働委員会から不当労働行為救済命令が出されたが、JALは「取り消しを求めて」行政訴訟を起こした。結果、東京高裁で「管財人の行為は憲法28条違反」と断罪され、2016年9月には最高裁で確定した。行政命令の取り消しを求めて最高裁まで争う姿勢は、労働法を無視して憚らぬJALの経営体質を表したものである。

また、IL0からは2012年6月から2018年11月まで4次にわたって勧告が出されている。しかしJALは勧告に罰則規定が無いこともあり無視続けている。解雇後にパイロットは386名を採用、客室乗務員については、6205名もの採用が行われた。こうしたJALの経営姿勢は国際基準に反するばかりか、社会的にも道徳的にも許されるものではなく、厳しく批判されるべきである。

2018年4月の労使協議会で赤坂社長は「出来るだけ早く解決したいと心から思っている」と発言、さらに2019年6月の株主総会では、「他にも方法がないのかずっと考え続けていきたいと心から思う」、2020年6月の株主総会では「何としても解決したいという気持ちに全く変わりはない」と発言している。しかし争議は未だに解決に至っていない。経営トップの無責任な発言は許されないことである。社長としてリーダーシップを發揮して解決すべきである。

現在、新型コロナ感染の影響で経済が大打撃を受け、多くの産業で「解雇や雇止め」が行われている。こうしたコロナ禍による経営悪化の中でも、経営トップは「雇用維持というのは絶対条件だ」と発言している。しかし、JALは破たん当時「整理解雇は行わない」と労働組合に約束しておきながら、2010年12月に1586億円という史上最高益を上げる中で165名を解雇してきた。JAL経営の論理は破綻しているのである。

争議を解決して経営への信頼を取り戻すことは、安全運航の基盤を確立することでもある。私たちはJALでの165名の解雇は労働者全体への攻撃と受け止めている。JALは直ちに争議を解決して社会的責任を果たすべきである。本日、本集会で、私たちはJAL争議が勝利するまで粘り強く支援することを確認する。

以上 決議する

2020年11月26日 J A L 不当解雇撤回闘争支援東京北部集会

は申告しなくとも  
いいと思つた」など  
と説明している  
らしく、京都市人  
事委員会は九月八  
日付けで京都市に  
是正勧告を出した  
という。マイクを  
取つた連帯ユニオ  
ン関西地区生コン  
支部の仲間は、  
「一〇月八日の權  
力弾圧事件での一  
〇・八不当判決に  
怒り、闘つている  
きのうも京都市・  
門川大作市長がこ  
この残業代不払い  
で謝罪をテレビで  
していたが、  
労働者を虫け  
らのように扱  
い業務優先で



（JAL闘争を支える京都の会）

# 矢上議員から質問主意書が提出される

11月25日、矢上雅義衆議院議員から大島理森衆議院議長あてに日本航空の解雇争議に関する質問主意書が提出されました。答弁書が注目されます。

## 日本航空の解雇争議に関する質問主意書

日本航空は、政府主導の下で「〇一〇年一月十九日」に経営破綻、企業再生支援機構から三千五百億円の公的資金が投入され、破綻と再建がプリパッケージ型で進められた。再建途上であった同年十二月三十一日、パイロット八十一名と客室乗務員八十四名が年齢（機長五十五歳以上、副操縦士四十八歳以上、客室乗務員五十三歳以上）と病気欠勤歴を基準に整理解雇された。当時の状況として、「〇一〇九年九月二日に出された最終の人員削減目標は日本航空本体で千五百名というものだった。翌九月三日の希望退職の募集が始まり、結果十二月三十一日の段階では千六百九十六名が希望退職に応じていた。また公的資金の投入や債権放棄などもあって再建は順調に進み、十一月末までに千五百八十六億円の営業利益を上げる中で、大晦日の整理解雇であった。

被解雇者は、パイロットと客室乗務員の二つの原告団を結成し、「〇一一年一月十九日」に整理解雇問題で東京地裁に地位の確認を求めて提訴した。一審の東京地裁判決は、「〇一二年三月二十九日（パイロット）、三十日（客室乗務員）」に出された。両判決の内容は「百六十五名の解雇は整理解雇四要件（必要性、回避努力、人選基準、手続きの妥当性）を満たし合理性がある」というものであった。また、二審の東京高裁は「〇一四年六月三日（客室乗務員）、五月一日（パイロット）」に「管財人無謬論、絶対論」を展開して、整理解雇の合理性を認め、そして「〇一五年一月四日（客室乗務員）、五日（パイロット）」に最高裁が上告を棄却し、高裁判決が確定した。

一方、整理解雇の回避に向けた団体交渉が行われている。さ中の「〇一〇年十一月十六日」に、管財人が労働組合の争議権確立を妨害した介入事件が起こった。この事件について東京都労働委員会は、「〇一一年八月三日」「労働組合への支配介入にあたる」として、日本航空に対して不当労働行為救済命令を発出した。しかし日本航空は「命令の取り消し」を求めて東京地裁に行政訴訟を起こした。結果、東京地裁は「〇一四年八月二十八日」「団結権の侵害であり、憲法二十八条違反」と判断した。そして「〇一六年九月二十三日、最高裁は日本航空の上告を棄却、高裁判

決が確定した。この最高裁判決は、地位確認訴訟（整理解雇）判決の確定から一年七か月後に由された。最高裁で管財人の行為が「違憲」と判断されたことで、合理性が認められていた百六十五名の整理解雇は「解雇の違憲判決について、二〇一六年十月二十日の参議院国土交通委員会で石井啓一国土交通大臣（当時）は「（最高裁で日本航空の）不当労働行為が認定されたことは、私自身も遺憾に思っているところです」「日本航空の整理解雇につきましては、個別企業における雇用関係に関する問題でござりますので、日本航空において適切に対応すべきものと考えています」旨答弁している。

日本航空の整理解雇から間もなく丸十年が経過しようとしている。しかし現在においても、なお解雇されたパイロット六十三名と客室乗務員七十名の解雇争議が続いている。そして今や、日本航空の解雇争議は、日本における最大の労働争議となっている。争議の解決を遅らせている原因の一つに、結果が異なる二つの司法判断があることは無視できない。

「コロナ禍の今日、「事業と雇用を守り抜く」との方針の下で、政府から航空業界にも数々の支援策が出されている状況にある。そこで以下について質問する。

一日日本航空の経営再建は公共輸送を守るために、政府が関与する中で進められてきた。そうした中で整理解雇が行われたことから、政府として無関係とは言えないと考えるがいかがか。

二解雇の過程での不当労働行為が最高裁で「憲法違反」と判断された。その後の日本航空の対応は大臣発言を反映させているか、政府の見解を問う。

三長引く労働争議は人権、人道上の問題に加えて、空の安全にも影響する問題との指摘がなされている。政府として日本航空の争議の解決に向けて考えられる施策はあるか。

\* 質問主意書とは？

国会議員は、国会開会中、議長を経由して内閣に対し文書で質問することができます。この文書を「質問主意書」と言います。議長の承認を受けた質問主意書は、内閣に転送され、内閣は質問主意書を受け取った日から7日以内に答弁しなければなりません。7日以内に答弁できない場合は、その理由と答弁できる期限が議長に通知されます（国会法第75条）。

内閣からの答弁は、原則として文書をもってなされ、これを「答弁書」と言います。

答弁書は、各府省等で案文を作成し、内閣法制局の審査を経て閣議決定された後、議長に提出されます。議員が本会議や委員会で質疑を行う場合、その内容は議題による制約や、所属する会派の議員数に比例して質疑時間が決まるため、十分な質疑時間が確保できない場合があります。

これに対し質問主意書は、議院の品位を傷つけるような質問主意書や単に資料を求める質問主意書は認められないなど、一定の制約はあります、国政全般について内閣の見解を求めるすることができます。